

諮問番号：諮問第 140 号

答申番号：答申第 140 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

6 年前からニュースなど国家により減額法が決定したために、私にも飛び火が来て、私のお金も 1 万 7 千円減った。再三にわたり、ケースワーカーに伝えたものの相手にしてもらえない。食費の高騰など食費が削られ、糖尿病（野菜）生活も苦しい、できなくなった。

審査請求の理由は、国が決めた生活保護の不当な減額、私の世帯には関係のない理由の減額である。1 万 7 千円を戻してほしい。生活ができない。

コロナ禍で書類はあげないと言われ、保護通知書がない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

(1) 審査請求人は、「本件審査請求の理由は、国が決めた生活保護の不当な減額」などと述べているところ、これは、本件処分の根拠である保護基準の違憲又は違法を理由として、本件処分を違法又は不当と主張しているものと解される。

保護基準については、法規命令と解されているところ（加藤智章ほか『社会保障

法（第7版）』389頁（有斐閣、平成31年）、行政不服審査の審査庁は、行政機関であって裁判所の持つ法令審査権（憲法第81条参照）を有しないことから、処分の根拠となった法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものと解される。

そうであれば、行政不服審査においては、行政訴訟とは異なり、処分の根拠である法令の違憲又は違法の主張は、当該処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではないといわざるを得ない。

したがって、審査請求人のこの主張を採用することはできない。

(2) さらに、審査請求人は、「コロナ禍で書類はあげないと言われたので、保護通知書がない。」とも述べているが、処分庁は、審査請求人から本件処分に係る保護決定通知書送付の申し出を受け、令和3年3月25日付け保護決定通知書と同内容の「再出力」と記載した同年4月14日付けの通知書を審査請求人に交付しており、審査請求人は、当該通知書の交付を受けているものと認められる。

なお、仮に、本件処分の通知書の交付の遅延があったとしても、それが本件処分の内容に影響をもたらすものとは認められないことから、当該遅延をもって本件処分を違法又は不当とすることはできないものと解される。

(3) なお、本件処分に係る生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

(4) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年11月11日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年1月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分の根拠である保護基準の違憲又は違法を理由として、本件処分を違法又は不当と主張しているものと解される。

保護基準は、法規命令であると解されており、行政機関である審査庁は裁判所のもつ法令審査権を有しないことから、処分の根拠である法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものというべきである。

したがって、このような審査請求人の主張を採用することはできない。

本件処分は法令や法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであり、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸